

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. 及び3. と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、「建物」については定額法、「その他の有形固定資産」については、主に定率法を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 2年～60年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
7. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等内で定める金庫内等における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
9. 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
10. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響等に

伴い信用リスクの悪化が想定される債権について貸倒引当金の追加計上をしており、その金額は3,484百万円であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、与信管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,229百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937	百万円
年金財政計算上の数理債務の額		
と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192	百万円
差引額	△ 89,255	百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在）

1.5768 %

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円、別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金289百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

14. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認めら

れる額を計上しております。

15. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
16. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

18. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、「受入為替手数料」は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入関連取引、外国為替送金等の外国為替業務に基づくものがあります。

「その他の役務収益」の主なものは、約束手形小切手交付手数料、口座振替手数料、不動産担保取扱手数料等の融資関係手数料、投資信託販売手数料や保険販売代理店手数料の証券・保険販売業務関係の受入手数料、貸金庫業務関係の受入手数料等があります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。インターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益等として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

上記は、役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため、顧客との契約から生じる収益に該当いたしません。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当いたしません。

19. 当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式により、連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
また、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

20. 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金 8,026百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として10.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の

収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等は今後一定期間継続すると想定していますが、想定を超える経済環境の悪化の影響による個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産 5,252百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

21. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 29 百万円
22. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 - 百万円
23. 子会社等の株式又は出資金の総額 66百万円
24. 子会社等に対する金銭債権総額 1,274百万円
25. 子会社等に対する金銭債務総額 2,771百万円
26. 有形固定資産の減価償却累計額 24,784百万円
27. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,038百万円
危険債権額	25,578百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	2,649百万円
合計額	34,266百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国

為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,516百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 102,581百万円

預 け 金 -百万円

担保資産に対応する債務

預 金 1,212百万円

借 用 金 50,000百万円

上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保として、預け金131,400百万円を差し入れております。

30. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

不動産鑑定士による鑑定評価によって算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

240百万円

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は45百万円であります。

32. 出資1口当たりの純資産額 289円85銭

33. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、与信管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部・国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握しギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理部と情報共有しております。これらの情報はリスク管理部を通じ、リスク管理委員会に定期的に報告されております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫グループではこれらの金融資産及び金融負債について「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、令和6年3月31日現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに、上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、19,999百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

34. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法(算定方法)については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金、コールローン、外国為替(資産・負債)、コールマネーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	636,974	632,399	△ 4,575
(2) 買入金銭債権	4,890	4,823	△ 66
(3) 商品有価証券	10	10	－
売買目的有価証券	10	10	－
(4) 有価証券	443,903	443,904	1
満期保有目的の債券	1,497	1,498	1
その他有価証券	442,406	442,406	－
(5) 貸出金(*1)	1,140,923	－	－
貸倒引当金(*2)	△ 8,011	－	－
	1,132,912	1,144,095	11,183
金融資産計	2,218,690	2,225,233	6,542
(1) 預金積金	2,117,973	2,118,075	101
(2) 借入金(*1)	50,000	50,000	－
金融負債計	2,167,973	2,168,075	101

(※1) 貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※連結貸借対照表計上額及び時価には、連結貸借対照表日までの未払利息、又は、前受収益が控除されております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び預入期間90日以内の短期の預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を新規に預け入れする際に使用する利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、仕組預け金については、発行体から提示された価格によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については35、36及び37、に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～⑥の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①残存期間が短期間(90日以内)のものは、時価は連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)と近似していることから、当該貸出金計上額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、貸出金計上額

④①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

⑤仕組貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

⑥破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸出金計上額から、貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(90日以内)のもの及び変動金利のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫

の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	270
信金中金出資金(※1)	11,658
組合出資金(※2)	2,305
合計	14,234

(※1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	370,974	221,000	15,000	30,000
買入金銭債権	762	2,027	-	2,100
有価証券	29,959	100,658	85,481	116,087
満期保有目的の債券	-	999	498	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	29,959	99,659	84,983	116,087
貸出金(※)	722,749	259,371	96,912	58,766
合計	1,124,445	583,057	197,393	206,954

※貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	2,078,319	39,654	0	-

※預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下、37まで同様であります。

売買目的有価証券

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△ 0

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	498	499	1
	地方債	500	500	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	998	999	1
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	499	498	△0
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	499	498	△0
合 計		1,497	1,498	1

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	株式	9,420	6,144	3,276
	債券	49,052	48,865	187
	国債	5,006	4,999	6
	地方債	1,908	1,901	6
	社債	42,137	41,963	174
	その他	43,278	41,663	1,615
	小計	101,751	96,672	5,078
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	株式	1,008	1,063	△ 54
	債券	185,511	194,374	△ 8,862
	国債	49,624	54,165	△ 4,541
	地方債	99	100	△0
	社債	135,788	140,108	△ 4,320
	その他	154,134	159,883	△ 5,748
	小計	340,655	355,321	△ 14,666
合 計		442,406	451,994	△ 9,587

(注) 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

36. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

※売却した満期保有目的の債券はございません。

37. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,121	412	64
債券	900	0	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	900	0	-
その他	2,439	759	-
合計	5,462	1,172	64

38. 運用目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,000	-

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,550百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,116百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,310	百万円
その他有価証券評価差額	2,676	百万円
その他	1,570	百万円
繰延税金資産小計	8,558	百万円
評価性引当額	△ 3,272	百万円
繰延税金資産合計	5,285	百万円
繰延税金負債		百万円
その他有価証券評価差額	-	百万円
その他	32	百万円
繰延税金負債合計	32	百万円
繰延税金資産の純額	5,252	百万円

41. 収益認識基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	- 百万円
顧客との契約から生じた債権	41 百万円
契約負債	0 百万円

42. 追加情報

その他の出資金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日）公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振替えて計上したものであります。

（損益計算書の注記）

- （注） 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 8円81銭
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計期間の顧客との契約から生じる収益は、2,179百万円であります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。
5. 当連結会計期間において、次の資産において減損損失を計上しております。

<u>資 産</u>			
用途	場所	種類	減損損失
厚生施設	京都府	土地	16百万円

（1）減損損失の認識に至った経緯

厚生施設（京都保養所：京都イン）の売却の意思決定により、減損損失として特別損失に計上しております。

（2）回収可能価額の算定方法

重要な資産に係る回収可能価額は、「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した鑑定価格により算定しております。